

教育委員会会議録

(定例会)

令和2年7月30日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|-----|--------|-------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和2年7月30日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午前10時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | 副教育長 | 高 崎 修 | |
| | | | 管理部長 | 長 畑 哲 也 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | | 管理部参事兼学校施設課長 | 渋 谷 貴 之 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 清 水 一 司 | |
| | | | 学校教育部参事兼特別支援教育室長 | 内 河 水穂子 | |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 山 本 康 義 | |
| | | | 学校教育部参事兼健康教育課長 | 小 椋 和 彦 | |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 玉 川 徹 | |
| | | | 生涯学習部参事兼文化財保護課長 | 青 木 文 彦 | |
| | | | 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 | 引 間 陽 子 | |
| | | | 教育財務課長 | 石 原 和 己 | |
| | | | 教職員給与課長 | 井 出 浩 史 | |
| | | | ひまわり特別支援学校長 | 長谷場 明 博 | |
| | | | さくら草特別支援学校長 | 石 橋 慎一郎 | |
| 6 | 会議録 | 署名委員 | 大 谷 幸 男 | | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 1名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。
本日の会議録の署名委員は、大谷委員をお願いいたします。
議事を進める前に、本日は、私と石田委員が再任されてからの、初
めての教育委員会会議であることから、それぞれ挨拶をさせていただ
きたく存じます。
それでは、まず私から御挨拶申し上げます。
この度、さいたま市議会6月定例会におきまして、再任の同意をい
ただきました細田でございます。1期目の教育長としての任務は、ま
さにここにおいででの教育委員の皆さまにお支え頂き、そして教育委員
会事務局職員、168校の6,500名の学校職員の方々の御協力を
得て、何とか無事に職務を果たさせていただいたところでございま
す。6月28日から私の2期目がスタートいたしました。これまで同
様、是非皆さまの御協力を得まして10万3千人の子どもたちのため
に、そしてさいたま市民のために、全力を尽くす所存でございますの
で引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。
続きまして、石田委員より御挨拶をお願いします。
- 石田委員 再任のお話をいただき、年齢や体力的なこともあり私でよいものか
と考えましたが、喜んでお引き受けすることを決断いたしました。今
まで、あっという間の6年間でした。教育長も先ほどおっしゃったよ
うに、色々なことがありました。特にこの度の新型コロナウイルス感
染症は、本当に大変な事態だと思っています。引き続き、皆様から御
協力、御指導、御鞭撻をいただき、頑張る所存でございます。
- 細田教育長 それでは、皆様引き続きよろしくようお願いいたします。
それでは議事を進めさせていただきます。
本日の会議に、報告第10号「さいたま市教職員の人事について」
及び報告第11号「さいたま市教職員の退職手当について」を追加提

出いたします。

本日の議案第42号から44号までは議会に係る案件、報告第10号、報告第11号及び議案第45号は人事に係る案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた議案は非公開といたします。

会議の順番ですが、議案第46号、報告第8号、報告第9号、議案第41号、47号、42号から45号まで、報告第10号、報告第11号の順に審議を行うことといたします。

なお、本日の議案のうち、報告第8号から報告第11号までは、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。

議案第46号 令和3年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

細田教育長

それでは、議案第46号について、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長

議案第46号、令和3年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について御説明いたします。

はじめに、特別支援学校で使用する教科書につきまして御説明申し上げます。特別支援学校におきましては、いわゆる文部科学省検定済み教科書、文部科学省が著作権を有する著作教科書、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成する場合に活用する、学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、この3種類を教科用図書として使用しております。本市の特別支援学校においては、文部科学省が著作権を有する著作教科書、そして一般図書の2種類を使用しております。

学校教育法附則第9条に基づいた一般図書については、子どもの実態に応じた図書を活用する関係上、毎年度、学校ごとに採択することになり、今年度も委員の皆様には採択の御審議をお願いすることとなります。

市立各特別支援学校においては、6月から7月までの期間、校長を中心に教科書選定委員会において、学校の特色や児童生徒の実態に即

しながら、綿密な調査・研究を実施し、令和3年度に使用を希望する教科用図書を選定しました。

次に、資料について御説明いたします。

資料1「令和3年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」を御覧ください。採択して頂くための調査資料をひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順に綴じてございます。学校ごとに、選定方針を示しました。続いて教科用図書一覧表、次に、それぞれの教科用図書の選定理由書を示しております。続いて資料2についてですが、教科用図書採択に係る根拠法令、さいたま市立特別支援学校の教科用図書採択のスケジュール、そして文部科学省及び教育委員会からの通知をまとめました。参考として御覧ください。

それでは、この後、学校ごとに資料の説明を致します。説明の順番については、ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順でよろしいでしょうか。

細田教育長

はい、結構です。それでは、ひまわり特別支援学校長から説明をお願いします。

ひまわり特別支援学校長

本校の教科用図書選定の経緯について説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「令和3年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させていただいた次の5点を選定方針として職員に周知し、「令和3年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知に基づき、慎重な選定作業を進めました。1、特別支援学校学習指導要領、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領、埼玉県特別支援教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。2、本校の学校教育目標『かがやく子 ～今も未来も～ 明るい子（豊かな情操）元気な子（丈夫な体） 学ぶ子（自ら取り組む意欲）』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。3、市教育委員会通知「令和3年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定すること。4、高等部教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。

5、選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること。今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査・研究を行ってまいりました。その結果、本校として3ページから5ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。

選定理由につきましては、6ページから12ページに掲載してございます。

採択に向けて御審議をお願いします。

細田教育長

それでは、次にさくら草特別支援学校長から、説明をお願いします。

さくら草特別支援学校長

本校の教科用図書選定の経緯について説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「令和3年度使用教科用図書の採択にもなう調査研究結果の提出について」の通知を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させていただいた次の5点を選定方針として職員に周知し、「令和3年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知に基づき、慎重な選定作業を進めました。1、特別支援学校学習指導要領、さいたま市特別支援学校教育課程編成要領、埼玉県特別支援教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。2、本校の学校教育目標「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。3、市教育委員会通知「令和3年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書及び文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。4、高等部用教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。5、選定にあたっては、公正かつ適正の確保に万全を期すること。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査、研究を行ってまいりました。その結果、本校として15ページから17ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。

選定理由につきましては、18ページから29ページに掲載してございます。

採択に向けて御審議をお願いします。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

選定委員会のメンバーはどのような立場の方々に構成されているのか、また、審議、選定経過での議論の内容について確認をさせていただきます。

次に、さくら草特別支援学校の選定方針にありました「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」という考え方はとても大事であろうと個人的には思います。この目標を達成するための教材の選定、教科書選定が行われていると考えますが、選定のプロセスにおいて配慮した点等について具体的に教えてください。

ひまわり特別支援学校長

本校における教科用図書選定委員については、委員長に校長、副委員長に教頭1名、委員として教頭、主幹教諭、小学部主任、中学部主任、高等部主任、特別支援教育コーディネーター2名の9名で構成しております。

教科書選定にあたっては、まず、文字や絵や図などが大きく見やすいもの、色使いがはっきりしているもの、視覚、触覚、聴覚を刺激し、より分かりやすいものを基本として選定しています。

さくら草特別支援学校長

本校における教科用図書選定委員については、委員長に校長、副委員長に教頭2名、委員に教務主任、小学部低学年、小学部高学年、中学部、高等部の各ブロックの長、教科書担当教諭をメンバーとした9名で構成しております。

選定にあたっては、本校の児童・生徒の実態に即して、それぞれの教科書をどのように使っていくのかということを中心に、各ブロックから必要な情報を集め協議を行い選定いたしました。

続きまして、2点目の御質問にお答えします。

本校の学校教育目標に定めっているとおり、子どもたちには社会に出て、生きていける力を身に付けてほしいと考えております。そして、本校の子どもたちの状況を考慮しますと、実際に子どもたちが社会に出て生きていくためには、コミュニケーションが何らかの方法で取れることが非常に大事かと思っています。そこで、こちらからのアプローチに、子どもたちから何らかの応答が得られるような授業を目指しており、子どもたちに色なり形なりを示して、応答が得られるような授業を行うにあたって有効と思われる教科書を選定しています。具体的には、子どもによっては目が見えないことから、触って分かるようなものを使って働きかけ、そして返事をもらうことを積み重ねていくことが大事だと考えております。ただ、子どもたちの実態が様々なの

で、担任としては日々模索しながら積み重ねているというのが現状ですが、教員には、高等部卒業時の個々の子どもたちの成長の姿を見据えながらやらなければならないと指導もしているところでございます。

野上委員

コロナ禍において、日本の教育はデジタル化に立ち遅れたという指摘もあると認識しています。先生方はそれぞれ異なる状況のお子さん方に対応していかなければなりません。デジタル化に対応した教科書の活用が今後考えられると思います。そのお子さんの感性をくすぐるには、本だけじゃなくてデジタルコンテンツ等、色々なことと結びつけていくようなことも考えるとよいと思います。これからの教科書選びには、そのような視点が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

特別支援教育室
長

特別支援学校の教科書採択でございますけれども、これまでもCDで音が出るものとか、スイッチを押すと音楽が出るものなど、デジタルと融合した、紙だけではないような教科書なども、子どもに分かりやすいということで使用しているところでございます。また、現在進めているGIGAスクール構想において、特別支援教育においても、ICTを活用した授業を進めており、本市においては、特別支援教育の学習コンテンツを特別支援学校の先生方に作っていただきホームページに掲載し、保護者の方にはこのコンテンツを利用し、臨時休業中は保護者と子どもとで勉強していただく、また他の学校とも共有してお互いに活用し合うようなことを進めているところでございます。今後も、学校での学びの中でのデジタルの活用、家庭でのデジタルの活用を複合させながら、教科書だけに留まらず、ICTの特別支援教育のコンテンツを活用した授業作りというものについて教育委員会からも提案をしながら、学校、家庭と一緒に進めていきたいと思っております。

細田教育長

今、野上委員からの御指摘のとおり、これからの教科書採択はGIGAスクールを意識したところが大変重要になってくると思います。特別支援学校2校においても、その部分について意識しながら進めているところでございます。

石田委員

新しく選定した教科書があるようですが、理由を教えてください。

ひまわり特別支
援学校長

本校が選定した教科書のうち、小学部の音楽の教科書として、「お手本のうた付き！どうよううたのえほん」というものがございます。この教科書は、実際に音が鳴ったり、歌詞が出たり、または歌詞が出

ないでメロディだけというように、目と耳から楽しめ、五感を駆使することができることから選定しました。

さくら草特別支援学校長

本校では新しく採用した教科書が7冊程ありますが、多くは一般図書であり、廃刊になったものが新しい教科書として出されたものでございます。

武田委員

子どもたちの実態に即した本を1冊ずつ丁寧に選んでくださっていると思います。例えば、ひまわり特別支援学校の11ページ、中学校の道徳において、「ピーター・スピアーの絵本1 せかいのひとびと」というものを選定されており、これはすばらしい選択だと思いました。これは絵本の名作でして、美術の教科書にして良いくらいの本当に子どもたちの感性が豊かになるもので、道徳に限らない教科横断的な効果をもつ本を選んでくださっていると思います。そして、選定理由にもあるように、道徳の枠を超えて国際教育に開かれた本でもありますので、夢をもつさいたま市の子どもとして学んでいくことを可能にしてくれると思います。また、各国のいろいろな文化や生活に触れるということは、やはり行動範囲の限られている子どもたちにとって、自分の多様性や個性などを肯定することにつながる本だとも思います。いつも子どもたちを思い、より良い選択をする先生方の気持ちを感じました。これからもよろしく願いいたします。

細田教育長

ほかに御質問等はございませんか。

それでは、議案第46号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第46号は原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第8号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長

それでは、再開します。報告第8号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長

それでは、報告第8号「令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」御説明させていただきます。

この報告の内容は、令和2年さいたま市議会6月定例会に追加提出した、さいたま市一般会計補正予算の教育費部分についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、6月定例会に追加送付する、国の令和2年度第2次補正予算に伴う、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校における感染症対策及び学びの保障に必要な人的・物的体制の強化に必要な経費等について、市長に申出するものです。

別表の歳入歳出予算補正でございますが、まず上の表「歳入」につきましては、国庫補助金を2億666万6千円、雑入を68万5千円増額するものでございます。下の表「歳出」につきましては、教育費全体で5億41万6千円を増額するものでございます。

次に事項別明細書を御覧ください。上の表の歳入予算は、先ほど申し上げました国庫補助金で、正式名称は「教育支援体制整備事業費補助金」と「学校保健特別対策事業費補助金」、その他雑入で「雇用保険被保険者負担分」となります。下の表の歳出につきましては「事務事業概要」で説明いたしますので、そちらを御覧ください。

先ほども申し上げましたが、今回の追加提出の補正予算は、国の令和2年度第2次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症への対応を行うものでございます。上段の教職員人事課所管の「スクールアシスタント配置事業」でございますが、学校の臨時休業によって生じた授業の未実施分を補うために、スクールアシスタントを追加配置する経費について、補正を行ったものです。下段の教育研究所所管の「教育情報ネットワーク推進事業」でございますが、学校再開に際して感染症対策・学習保障等を学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう、それらに係る備品の購入経費について補正を行ったものです。次に教職員人事課所管の「小学校管理運営事業」と「中学校管理運営事業」でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する学校職員の負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフが未配置の小・中学校に、新規に配置する経費について、補正を行ったものです。次に高校教育課所管の「高等学校管理運営事業」でございますが、保健衛生用品や備品等の購入及び感染症対策と学習保障の両立を図るため、非常勤講師、スクール・サポート・スタッフを配置する経費について補正を行ったものです。次に健康教育課所管の「学校保健事業」でございますが、学校再開に際して感染症対策・学習保障等を学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう、それらに係る保健衛生用品や備品等の購入経費について補正を行ったものです。次に教職員人事課所管の「特別支援学校管理運営事業」でござ

いますが、小・中学校と同様に特別支援学校に、スクール・サポート・スタッフを新規に配置する経費について補正を行ったものです。

私からの説明は以上でございます。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

補正予算を計上した各事業について、概略を説明いただいたところでございますが、具体的な事業内容について教えてください。

教職員人事課長

教職員人事課所管のスクールアシスタント配置事業について説明いたします。スクールアシスタントは、小、中、特別支援学校全校へ、基本的に1校当たり1日8時間配置しており、また、学校の状況に応じて追加配置もしております。業務内容は、主に教科等の授業における支援、児童生徒の学校生活における支援などです。個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導や支援を行っております。

今回の補正予算に関しましては、学校の臨時休業によって生じた未実施の授業日数が、4月が15日分、5月が18日分、合わせて33日分、これを補填する意味で、現在配置している164校に対して、追加配置をしようとするものです。

学校教育部長

只今の説明への補足ですが、新型コロナウイルスの感染拡大で学校は休業となりましたが、その分、夏休みや土曜日を授業日にする事となっており、その日数が概ね33日間となります。この補正予算は、新たに授業日にした日数分について、アシスタントを配置する予算でございます。

大谷委員

学級担任の教員は、その間は授業をせずにスクールアシスタントの先生が授業をするのですか。

教職員人事課長

スクールアシスタントは、あくまでも授業補助を行うために配置するものでありまして、単独で授業を行うことはできません。スクールアシスタントの業務としましては、担任が指導している中で、個々の児童生徒の進度に応じ、きめ細かな指導を行うということを想定しています。

柳田委員

授業日数の不足分についてスクールアシスタントを配置することは理解できましたが、休業日のときに授業は無かったと思いますが、スクールアシスタントの方たちの勤務体制について確認をさせていただきます。

教職員人事課長 スクールアシスタントは年間で35週配置しており、4、5月の休業期間中も勤務を割り当てておりましたことから、勤務はしておりました。そのため、夏季休業期間中や土曜日の授業日数分の勤務に充てられない状況なので、改めて補正で充てられるようにするという事です。

教育研究所長 続きまして、教育研究所所管の「教育情報ネットワーク事業」について説明いたします。

この事業は、プロジェクターとスクリーンを各学校に増設させるもので、特別教室を使用して、一つの授業を分散させ、ライブで授業ができるようなシステムを整備するものでございます。

教職員人事課長 続きまして、教職員人事課所管「小学校管理運営事業」「中学校管理運営事業」「特別支援学校管理運営事業」について説明いたします。

この事業は、学校の消毒や登下校時の健康観察など、コロナ対策のため純増した教員の負担を少しでも軽減するため、すでに配置済みの10校を除いた他の小、中、特別支援学校、中等教育学校に一人ずつスクール・サポート・スタッフを配置するものでございます。

高校教育課長 続きまして、高校教育課所管の「高等学校管理運営事業」について説明いたします。

この事業は、学校再開に伴う感染症対策学習補償等のため、衛生用品として使い捨ての手袋、アルコール消毒液等々、プロジェクターやスクリーン等を購入いたします。また、学習補助に必要な人的体制に対する強化の部分として、3年生の進路指導を意識し、放課後の補習に充てるための人材として、非常勤講師の配置を考えております。なお、先ほど教職員人事課長より説明がありましたとおり、スクール・サポート・スタッフを中等教育学校1校に配置してまいります。

細田教育長 ほかに御質問等はありませんか。それでは、この件は終了といたします。

報告第9号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 続きまして、報告第9号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、報告第9号「令和2年度さいたま市一般会計補正予算（教

育費)について」御説明させていただきます。

この報告の内容は、7月27日付で市長による補正予算の専決処分を行った「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

提案理由でございますが、今回の専決処分による補正予算は、国の令和2年度第2次補正予算に伴う、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校における感染症対策及び学びの保障に必要な物的体制の強化に必要な経費等について、市長に申出するものです。

別表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上の表「歳入」につきましても、国庫補助金を1億6,275万円増額するものでございます。下の表「歳出」につきましても、教育費全体で3億2,550万円を増額するものでございます。

次に事項別明細書を御覧ください。上の表の歳入予算は、先ほど申し上げました国庫補助金で、正式名称は「学校保健特別対策事業費補助金」となります。下の表の歳出につきましても、「事務事業概要」を御覧ください。

今回の専決処分による7月補正予算は、埼玉県が特定警戒都道府県に指定されていることから、加算地域として国庫補助金の加算措置の適用が示されたため、加算分について補正するものでございます。教育財務課所管の「小学校管理運営事業」、「中学校管理運営事業」、高校教育課所管の「高等学校管理運営事業」及び教育財務課所管の「特別支援学校管理運営事業」でございますが、国の令和2年度第2次補正予算に伴い、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするため、学校長判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう、それらに係る消耗品や備品等の購入経費について、専決処分による補正を行ったものです。

私からの説明は以上でございます。

細田教育長

埼玉県が特定警戒都道府県に指定され国が補助金を加算したことから、6月補正に加えてさらに取組みを充実させることを目的に予算を補正するものでございます。

また今、教育財務課長が説明したように、学校長の裁量により消耗品等を整備するものであることから、教育委員会として各校種の校長に聞き取りをし、精査したものとなっています。

委員の皆様、御質問等はございますか。

大谷委員

各学校における子どもへの検温などは、どのように取り組まれていますか。

健康教育課長 基本的には各家庭で毎朝検温をしていただき、観察票を学校に提出していただいております。また、ようやく非接触型体温計を各校に配ることができまして、学校において活用しているところです。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

議案第41号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

細田教育長 続きまして、議案第41号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第41号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について」御説明させていただきます。

さいたま市与野郷土資料館整備基金は、与野郷土資料館の整備費用に充てるために設置されていたものでございますが、与野郷土資料館整備事業が令和2年3月15日に完了したことから、さいたま市与野郷土資料館整備基金条例は、令和2年3月27日を以って廃止されております。これに伴い、改正案のとおり、市長が副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させることとされている「与野郷土資料館整備基金の管理」について削除するよう、協議するものでございます。説明は以上となります。御審議のほどお願いいたします。

細田教育長 御質問等はございますか。

それでは、議案第41号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 異議なし。

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第47号 さいたま市指定文化財の一部指定解除について

細田教育長 続きまして、議案第47号につきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長 議案第47号「さいたま市指定文化財の一部指定解除について」御

説明させていただきます。

本議案は、さいたま市大宮区吉敷町から高鼻町に所在する、市指定天然記念物「氷川参道の並木」のうちの3本について、主幹部の腐朽により文化財としての価値を失ったため、さいたま市文化財保護条例第40条の規定により指定を解除するものです。

53ページを御覧ください。樹皮が欠損し、その内部の主幹の腐朽が進行しています。外観から観察できる以上に腐朽が進んでいることが、音波を使用した精密診断、いわば樹木のCTスキャンを行うことで判明いたしました。54ページ、55ページでは、樹皮の欠損は少ないものの、内部の腐朽が進み、空洞化が著しく進んでいます。これらはいずれも、樹高20mを越える、見事な大木ですが、主幹の腐朽等はこの樹高を維持することができない状態に至ってしまっており、他の補強措置も不可能との御判断を、市の文化財保護審議会の植物専門の委員よりいただきました。その上で、さいたま市文化財保護審議会に諮問いたしまして、指定解除すべき旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。

細田教育長 何かありますか。

大谷委員 この樹木が市の所有ではないとすると、安全を確保するため、どのような対応が考えられますか。

文化財保護課長 この樹木は基本的には神社の所有ですが、一部、市が土地を借り受け、その樹木については都市局が管理しています。文化財の指定が解除された場合には、その後の安全確保は、所有者もしくは管理者が行うこととなり、そのために必要な伐採等の判断、措置については、所有者及び管理者である市の部局で対応いたします。私どもといたしましても、指定解除になったらそれで終わりということではなく、安全措置について、迅速に対応いただくよう協議していきたいと考えています。

大谷委員 通行の方々に何も害が及ばないことを願っています。

野上委員 戦後70～80年経つと、木も相当大きくなる一方で、傷んでいる木もあり、管理するのは大変だとは思いますが、氷川神社はある意味で、日本の歴史的遺産でもありますので、文化財の指定替えを行うことなどは考えられますか。

文化財保護課長

示唆に富んだ御指摘ありがとうございます。私どもといたしまして、氷川参道の並木が年々傷みを進めていることに大変苦慮しております。ここ数年、氷川参道の並木の樹木を1本、2本と解除してまいりまして、これで指定が11本になってしまう状況でございます。そうした状況に対して氷川神社を特徴づける、また大宮という街と深くかかわる長い並木、さらに日本一長いとも言われております並木をさいたま市の宝として、保存していくことは私どもの責務であると考えておりますが、天然記念物の指定ということで、樹木としての価値を保存することが今の時点では判断基準となっております。

神社の側でも指定が解除された木の後には、若い苗木を植えて次の木を育てるという取り組みをなさっておりますが、残念ながら、それらを天然記念物として追加で指定するところには至っておりません。

また、周辺は経済的な中心地でございますので、既存の住宅地の商業施設等への転用なども進み、従来通りの樹木の保存を行っていくための、根や枝がはるスペースを確保できないような状態も生じておりました。樹木としての保存のあり方そのものを考えなければならない状況となっております。そうした中で天然記念物という概念とはまた違う文化財の種別なども研究いたしまして、並木としての景観やあり方をさいたま市の文化的な宝として、後世に伝えていけるような取り組みを是非進めて参りたいと考えております。

ただ、そのためには、神社も維持管理で大変御負担をいただいております。市でも補助金を支出させていただいておりますが、そういった新たな取り組みを進める上では、樹木のオーナーのような方を募ること等も研究して参りたいと思っております。

細田教育長

それでは、議案第47号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入れ替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

また、傍聴の方に申し上げます。会議の冒頭で決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので御退室ください。

議案第42号

さいたま市立大戸小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事請負契約について

細田教育長

それでは再開します。議案第42号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学校施設課長

議案第42号「さいたま市立大戸小学校東校舎（普通教室棟）改築（建築）工事請負契約について」御説明いたします。

本議案は、令和4年4月の供用開始に向け、中央区内にあります大戸小学校の老朽化した校舎の建て替え工事に関するもので、「さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づく工事契約議案でございます。

工期につきましては、議会の議決日から令和4年2月11日まででございます。

契約の方法は一般競争入札で、入札の結果、「田中・ハイシマ特定共同企業体」と4億3,241万2,200円の契約金額をもって契約を締結するものでございます。

次に、工事の概要について御説明いたします。大戸小学校はJR埼京線の南与野駅から北東に約600メートル、北浦和駅から西側に約800メートル向かった場所でございます。周辺には北浦和公園、鈴谷小学校、与野南中が立地しております。敷地面積は、1万1,772.56㎡でございます。今回の建設工事は、既存東校舎の老朽化に伴い行うもので、資料の30ページ、配置図において敷地東側の網掛けとなっている普通教室棟の改築と、敷地北東にあります受水槽・ポンプ室を更新いたします。資料の31ページは北東側の上空から見た校舎の外観図でございますが、手前でございます校舎が東校舎普通教室棟で、鉄筋コンクリート造地上3階建て、延べ面積1,242.79㎡でございます。1階につきましては、普通教室3教室、児童用トイレ、多目的トイレを配置しております。2階、3階につきましても、1階と同様となります。

議案第42号の説明は以上でございます。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

契約の相手方は、さいたま市内業者となっているようです。地元優先というのも大事な視点だと思いますが、入札参加資格などを確認させていただけますか。

学校施設課長

このような工事の場合は、市内に本店・支店を有する業者を入札の参加条件としており、地元の企業が共同体を組み、今回ですと11共同体が入札をした結果、田中・ハイシマ特定共同企業体が落札しています。

武田委員 大戸小学校はついこの間、創立以来あったヒマラヤ杉が伐採されるということで、地域の子どもが気落ちしていましたが、新しい校舎ができることで、また子どもたちも張り合いを持って勉強出来ると思います。この度の大きな工事が長期間続くことになると思いますので、安全対策に関しては、抜かりなくしていただきたいと思います。

細田教育長 それでは、議案第42号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第43号 学校給食センター中規模改修（機械設備）工事請負契約について

細田教育長 続きまして、議案第43号の説明を事務局からお願いします。

健康教育課長 議案第43号「学校給食センター中規模修繕（機械設備）工事請負契約について」御説明いたします。

本議案は、令和2年9月議会において、学校給食センターの中規模修繕（機械設備）工事について工事請負契約を締結するため、市長に申出するものでございます。

本工事は、老朽化した学校給食センターの中規模修繕工事を実施するもので、契約の方法は一般競争入札で、入札の結果、「大クマ・アステ特定共同企業体」と3億3,598万4千円の契約金額をもって契約を締結するものでございます。

次に、工事の概要について御説明いたします。敷地面積は1,979.81㎡、改修建物でございますが、鉄筋コンクリート造地上2階建て、延べ面積が1,602.79㎡でございます。工期につきましては、議会の議決日から令和3年7月15日まででございます。改修内容につきましては、空気調和設備工事、換気設備工事、計装設備工事、ボイラー設備工事、衛生設備工事、コンテナ消毒庫制御設備更新、ガス設備工事、厨房器具設備更新、排水処理設備更新となります。

議案第43号の説明は以上でございます。

細田教育長 何かありますか。

野上委員 学校給食センターは、自校方式の学校が給食室を使えない場合にフ

フォローする大切な機能をもっていると思いますが、稼働率はどの程度でしょうか。

健康教育課長 学校給食センターは、各学校の給食室が老朽化により改修等を行う際に、当該学校へ給食を提供いたします。予算が順調に付けば、今のところ、令和7年度までは給食室の改築等の予定があることから稼働率としては100%となります。

細田教育長 それでは、議案第43号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席議員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第44号 青少年宇宙科学館空調設備改修工事請負契約について

細田教育長 続きまして、議案第44号につきまして、事務局から説明をお願いします。

青少年宇宙科学館長 議案第44号「青少年宇宙科学館空調設備改修工事請負契約について」御説明いたします。

本議案は、青少年宇宙科学館空調設備改修工事について、請負契約を締結するため、市長に申出するものでございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は、4億546万円でございます。契約の相手は、「積田・渡邊特定共同企業体」でございます。

次に青少年宇宙科学館空調設備改修工事概要について御説明します。工期につきましては、議会の議決を得たる日から令和3年6月30日までとなります。改修内容につきましては、地下にある空調設備一式を更新するほか、換気設備、排煙設備、自動制御設備、動力設備等、12項目の工事内容となっております。

細田教育長 御質問等はありませんか。

それでは、議案第44号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第45号 さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第10号 さいたま市教職員の人事について

報告第11号 さいたま市教職員の退職手当について

<非公開案件につき内容は省略>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午前11時45分